

平成28年第22回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年11月18日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成28年度第四回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時58分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大羽 康 弘
子ども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
子ども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 子ども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから、平成28年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日、傍聴の方が12名いらしている。よろしく願いをする。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情11件、協議1件、教育長報告2件である。

(11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。平成28年陳情第1号、光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情。本日はこの陳情について審議をしたい。

この陳情案件については、本日、資料が提出されているので、まず説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

続いて、資料5について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

長々と資料の説明をさせていただいたが、この陳情について諮ったときに資料要求をいただいたものについて、事務局で用意したということである。資料要求の趣旨と合っていればよいが、そうでない場合もあったかもしれない。これから、資料に対する意見あるいは質問をいただくとともに、今日は陳情の審査なので、陳情の内容に即してさまざまな意見や質問をいただきたい。特に区切らないので、自由に発言をいただければと思っている。

では、いかがか。安藏委員、どうぞ。

安藏委員

今、説明していただいた資料の件で、特別区における適正配置の取組状況の表があるが、これを見ると、新設校、閉校と並んでいる。これは実際、新設校のほうを見ると、閉校の学校を統合して新たに新設になったという捉え方でよろしいのか。

教育施策課長

右側の閉校と左側の新設校は、例えば平成28年だと、一番上の世田谷区では2つの、右側の守山小学校と東大原小学校が統合して、下北沢小学校という統合新校になっている。例えば、平成26年の板橋区の大山小学校をごらんいただくと、大山小学校については通学区域の変更を伴う閉校ということで、こちらは単純な閉校ということである。その2つ下、例えば24年の足立区だと、本木東小学校についても単純閉校ということでごらんいただければと思う。

教育長

安藏委員、よろしいか。

安藏委員

はい。

教育長

ほかにかがが。資料要求していただいた皆様、いかがか。ご自身の資料要求の趣旨と今の説明とが合っているか、その辺も含めて質問していただければと思う。いかがか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

私が資料要求させていただいたのは、保護者説明会のときにどのような資料を渡したのかということで、これを見せていただいた。別紙2の資料の2ページに、第2回説明会の資料の2ページの方針の中の真ん中あたりにあるが、21年度から練馬区教育委員会としてはずっとこの光が丘第四中学校に注目し、どうしたらよいかといろいろな対策をしたと私たちは聞いてきた。ここの真ん中のところに、それがまた、例えば28年度によろやく動き出して、唐突ということはかなり皆さんに動揺があるということ、関係者の皆さんが動揺しているということだが、私も、あるときに一定の対応方針案が出ないと、これはかなり物事がストップすることになると思う。いろいろな事情を踏まえたこの真ん中の2行は、大きな決断のときだったのではないかと思う。

個人的には、光が丘第四中学校を訪問させていただくと、ほんとうに素晴らしい学校づくりの理念をそのまま具体化した、すてきな環境の中にある中学校だと思った。それを思ったのだが、その環境のよさを踏まえてでも、多くの人たち、通学区域の中の方が24人と少ない人数しか選ばなかったということがある。この学校に期待する当事者もだが、家族、それから地域もだが、いろいろ複雑な選択の理由があって、今の数字に至ったのだと思う。そうすると、それは、これからの推移の中の数字を見ても、ある一定の時期がいよいよ来たのかなと私は思う。

教育長

意見ということではよろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

外松委員、どうぞ。

外松委員

私は、別紙1、9月13日の保護者説明会の資料の2ページのところで、少し伺いたいことと、あと自分の感想がある。

この2ページの生徒数、学級数の推移というところを見ると、1年生に関しては、28年度は27年度に比べると、何と17名も減っている。その前を見ても、26年度から27年度の新1年生は前の年に比べると11名減り、さらに今年度は減ることに拍車がかかって、17名減っている。

ということは、やはり地域の子供たちや保護者の方たちは、光が丘第四中学校の生徒数の推移については、行事などを見ると、何となく人数が少ないということがきつとわ

かるだろうし、部活動をしている様子などを外から見たりしても、ああ、生徒が少ないなど感じることもあると思う。また、少なくなっているという評判が、またさらに悪循環のスパイラルに陥っているということも、この生徒数の推移から感じる。

それと、少し伺いたいのだが、2年生に関してだが、27年度は52名在籍していたが、今年度になるとマイナス12で40名である。これはどういうことなのか。どこかほかに転校してしまったのか。

教育長

28年度の2年生は、前年度、27年度の1年生である。

外松委員

そうか。そういうことか。失礼した。それがそのまま上がってきているということか。私が読み間違えた。失礼した。

とにかく新1年生がこのようにどんどん減ってきているということが、多分、何となく、地域に住んでいる方たち、該当する方たちはもう感じとっているのではないかと、この数から思った。

それと、まだ質問があるが、よろしいか。

教育長

どうぞ。

外松委員

資料1である。この2番のところで、光が丘第四中学校に対する教育委員会の取組というところで、1番目に、学習面の支援として学力向上支援講師の配置ということで先ほど話があった。私の勘違いかもしれないが、普通に考えると、もともと生徒の数が少ないので、例えば1クラス40人で何学級もあるような学校に比べると、ある程度少ないと、学習指導なども行き届く面があるのかなと想像するが、さらに学力向上への手立てをとっていると考えるとよろしいのか。

教育指導課長

学力向上支援講師については、区で各校に配置している。各校からの申請を受けて、配置をしているが、光が丘第四中学校については、説明にもあったとおり、小規模校ということで、教育委員会としての支援、その1つが人的な指導者を配置するというところで考えていた。昨年度は学校から2人の学力向上支援講師の配置申請があったので、2人配置をしていた。今年度は英語で1人という配置申請なので、今年度については1人である。

少人数だからこそ、学習指導をきめ細やかに一人一人の生徒を見ることが可能だが、さらに教育委員会としては、やはり小規模校なので、何とか生徒の増加にということも考えて、学力向上支援講師の配置については、光が丘第四中学校を優先的に考えてきたところである。

外松委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。

外松委員

関連してよろしいか。

教育長

外松委員、どうぞ。

外松委員

ただいまの件に関連して、支援の取組の2つ目の部活動外部指導員の配置である。他校と比べて、この光が丘第四中学校は生徒が少ないわけだから、部活動を存続させていくために、また日々の活動がある程度生徒が満足するようにするために、具体的にどのようなようにしているのか。

教育指導課長

部活動の外部指導員についてである。光が丘第四中学校は小規模校ということで、教員数も少なくなっている。ただ、子供たちには部活動をやりたいという要望は当然あるので、可能な限り部活動の数を設置して取り組んできている。外部指導員は主に技術指導を行うということが役割になるが、光が丘第四中学校からの、これもまた申請を受けてなのだが、優先的に外部指導員の要望を受けた場合には配置をしてきたところである。

外松委員

ありがとう。

教育長

外松委員、とりあえずよろしいか。

外松委員

また引き続きよろしいか。

教育長

はい。

外松委員

では、保護者会説明会9月13日の資料の3ページである。光が丘第四中学校の現在

の状況というところで、学校選択制による入学状況が示されているが、この数値を拝見しても、学区内には該当する児童はいる、新1年生になる児童はいる。だが、光が丘第四中学校を親子で選択しないということは、現実には、親子でその学校選択制によって光が丘第四中学校以外の中学校をやはりずっと選択してきている、この数年間の推移があるということも、この数値から読み取り、感じた。

教育長

よろしいか。安藏委員、どうぞ。

安藏委員

先ほどの資料で、ほとんどの他区の学校が閉校ではなくて統合という形をとったと思う。今回、閉校して光が丘第三中学校のほうに行くということだ。その点で、光が丘の小学校に関しては、それぞれ閉校した上で新設校という形になって、進んできたと思うが、今回、中学校が光が丘第三中学校のほうに合わさるということについての判断をされた経緯というか、どのような形でその方向性を見出していったのか、わかれば教えていただきたい。

教育長

関連か。どうぞ。

安藏委員

あわせて、今回の件はかなり多くの方が、急過ぎるという意見がとてもあったと思うので、もう一度、なぜこのような形で、このような時間的経緯で今回の閉校のほうに向かっているのかということもあわせて、もう一度願います。

教育施策課長

1点目の、前回、光が丘の小学校8つを4つにした際に、それぞれ2つの学校を閉校して、1つの統合新校をつくったが、それに比べて、今回の光が丘第四中学校は閉校であるという質問だと思う。今回、統合新校にしなかったところの方針の考え方については、幾つかの課題があって、それを総合的に判断した。

大きな課題としては、光が丘第四中学校の過小規模化への速やかな対応ということが考えられる。光が丘第四中学校はこれまで6学級で推移してきて、今年4学級となっている。生徒数、学級数の減少によって、友達関係が固定しやすく、多様な物の考え方や見方に触れる機会が少なくなるという課題がある。また、運動会や合唱、合奏などの学習活動、部活動においても深刻な制約が生じる。

また、一方では、学級数の減少に応じて教員数が減るところがある。教員の配置については、学級数に応じた配置になるので、学級数が減ると、どうしても教員の数が減ってくる。そうすると、学習指導や学校行事における指導の多様性が確保できないほか、先生方が研修に参加できなくなる。これらのことについては、最終的には子供たちの教育環境に戻ってくる。

一方で、東京都の教育人口推計では、33年度には3学級、78名になる見込みもあって、光が丘第四中学校の過小規模校化が進行することに対して、我々としては速やかに対応する必要があると考えた。

また、光が丘については、光が丘第一中学校から光が丘第四中学校までの通学区域の中学生は275名、今、中学1年生がいるが、今後の年少人口の減少が予想されている中、将来的には光が丘および隣接する地区の学校を含めた適正配置の検討が課題となっている。

しかし、光が丘第一中学校から光が丘第三中学校までについては現在9学級あり、安定していること、また学校選択制がある中で、光が丘周辺の地域も含めて適切な適正配置を検討するには、影響範囲が大きく、時間を要するため、光が丘第四中学校の過小規模化が進行することが懸念され、今後、教育活動に深刻な制約が生ずることを重く受けとめて、今回、閉校を基本とした対応方針を示させていただいた。

もう1点、手続きについて、拙速過ぎるのではないかという質問かと思う。前回、小学校の統廃合を行った際には、平成19年9月に実施計画案を公表して、平成22年4月に新校を設置した。新校設置、開校までの期間は大体2年半かかっている。今回、光が丘第四中学校についても、今年9月に対応方針案を示してから、実際の閉校は30年度末であり、閉校までは2年半あるため、今回の適正配置の進め方は前回と比べて拙速ではないと考えている。光が丘第四中学校の過小規模校化は、先ほどご説明させていただいたが、今年度については平成29年度に新たな適正配置の方針を策定するための適正配置検討委員会を立ち上げて、検討しているところである。

その適正配置検討委員会でも、光が丘第四中学校についての中間提言があって、8月に学校関係者や地域の団体の関係者などで構成する教育環境を考える会を設置して、その中でさまざまな意見を伺って、進めてきた。

教育環境を考える会の中では、もちろん閉校に関して反対の意見もあった。いろいろな意見がある中で、教育委員会としては、将来を含め、子供にとってのよりよい環境を整えるにはどのようにしたら良いかということを考えて、今回、最終判断を教育委員会事務局の中で行い、対応方針案を示し、地域等に説明させていただいているところである。

教育長

結局、今年の4月に4学級になったことがそもそもの発端である。これがなければ、ほんとうにじっくりと腰を据えてやるということは当然考えられるし、いろいろな手法はある。その手法もそれぞれ教育委員会で十分議論した上で行っていく、判断していくということは当然あり得ることだが、いずれにしても今年の4月にあれだけでこ入れをしながら、あるいは学校そしてまたPTAの努力によって、よい学校づくりをしているにもかかわらず、今回、単学級が2学年で発生したという、このことについて、私どもとしては急いで対応すべきだろうという判断があった。

遅くなれば遅くなるほど、子供たちの教育環境はどんどん悪くなると私は思っている。そのような意味では、今年の4月に4学級になったということに基づいて、早くやらなければならない。そこからやはりおのずと手法の選択をせざるを得ないということ

だし、拙速、強引という意見を頂戴することにおそくなったのだらうと思っているが、我々としてはいずれにしても、将来の光が丘第四中学校の姿、閉校にするのか、どうするのかということをお早く示すことが、子供たちにとって良いと判断した。

安蔵委員

子供たちや保護者の方からの視点もそうだが、先生方から見たときに、私が疑問に思うのは、子供が減ったから、どうしても子供に合わせて先生が減るということは、少し腑に落ちない。先生を臨時に増やしていくことができれば、ある程度対応はできると思うが、子供たちに合わせた状況で先生を配置していると、先ほど話があったように、確かに先生たちの環境が劣悪になっていって、結果として子供たちにそのしわ寄せが行くことになると思う。増やせないというところについて、もう一度教えていただけるか。

教育指導課長

小中学校の教職員の定数については、配当基準が決まっている。これは都の配置基準である。これは学級数に応じての数になっていて、1つの教育委員会を変更することはできない。先ほど申し上げたが、ただ、人的な支援というものはやはり教職員の数も少ない学校には必要だと判断し、区で配置できる学力向上支援講師、それから部活動の外部指導員等は優先的に配置をしてきている。

安蔵委員

それでもまだまだ足りないと思うが、これ以上は無理だということか。このまま行くと、生徒がもしこのまま減っていくと、先生がずっと少ないままで行くと思うが、それを先生側の人数で解消することはできないということか。

教育指導課長

具体的な配置基準で上げると、今、光が丘第四中学校は4学級であり、教諭の配置の定数が9人になっている。これに養護教諭や校長、副校長が加わって、それに指導工夫の改善の加配の教員も加わるので、実際は養護も含めて11人となる。これが、1学年単学級、全部単学級になった場合もこの数は変わらない。だから、教員の数が大きく変化するのは、2学級になったときであり、定数としては5人になってしまう。今のところ、来年度の見込みでは光が丘第四中学校は2学級になるという見込みではないので、来年度は教職員の数は変化しないと見込んでいる。ただ、人的な支援が必要だと考えているので、学校と話を重ねながら、できることは支援していきたいと考えている。

安蔵委員

先日、光が丘第四中学校を見学させていただいた際に、副校長の話も伺い、かなり厳しい、部活動なども休みをとれないくらい大変だということをお聞きした。いずれにしても、先生の本数は特別措置で増やしたりすることはできず、都で決められた人数で推移するしかないということによろしいか。

教育指導課長

基本的には先ほど申し上げた数になるが、閉校の年度に関しては、加配は認められている。

安藏委員

増やすことか。

教育指導課長

はい。

安藏委員

あともう1点。統廃合の件だが、もう一度、統廃合できない理由についてお聞きしたい。

教育振興部長

先ほど課長から話をしたところだが、まず、光が丘の第一中学校から第三中学校までは、この間、11学級から9学級で推移してきている。安定した学校運営が行われている状況である。加えて、今日、お示した資料にもあるが、旭町、土支田、高松、春日町といった光が丘周辺地域から多くの生徒が通っている状況にある。そのような中で、今回、光が丘第四中学校の過小規模化をきっかけに、そういった点を検討したわけだが、特に光が丘第三中学校を一旦閉校して統合新校ということになると、光が丘周辺地区の方も含めて、大きな影響が出る。

そういった状況を踏まえて、光が丘第四中学校の課題にどう対応するかということを考えたときに、最も合理的というか、冷たい言い方で恐縮だが、言葉はなかなか難しいが、やはり光が丘第四中学校の課題に直接対応するべきだろうという判断をした。もちろん、光が丘地域については、先ほど申し上げたように、1学年270数名、280人程度しか子供たちがいないので、単純に言うと7学級分しかないわけである。そうすると、そこに4校あるので、どうしても今後の状況を見ながら、光が丘の周辺地域も含めて、統廃合の検討が課題になるときが来ると考える。私どもとしては、当面、その点については今後の推移を見守っていきたいと思っている。

光が丘第一中学校から第三中学校について、すぐに統廃合を行うという考え方は現在持っていない。

外松委員

先ほどお示しいただいた特別区における適正配置の取組状況から少し伺いたい。区の今後の中学校のあり方の参考にしていきたいのだが、左側が新設校になっているが、新設したほかの区の中学校は、ほとんど閉校した右側の中学校を統合して新しい学校がつくられている区が多い。これらの統合で新設した中学校の区の中で、もし選択制をとっているところがあったら、今、部長から話があったが、今後のことも含めて、そのような他区の例も参考にしながら、ほかの資料でも練馬区内の中学校で人数が少ない、これ

から適正配置を検討していかなければならない中学校の名前も示されていたので、ぜひその辺も、何年ぐらいかかって、そして、選択制を行っている他の区ではどのように中学校を統廃合していったのかとかという点はかなり参考になるのではないかと思うので、検討をお願いしたい。

それともう一つは、資料1からである。光が丘第四中学校では、先ほどの説明や、この資料を読ませていただくと、学校自体も随分と、光が丘秋の陽小学校と合同挨拶運動を行ったり、光が丘地区祭のボランティアの参加として、ごみの分別作業や小さい子供たちの世話や選挙啓発運動、地域交流会でのケーキづくり、昔遊び、フラワーアレンジメント等、生徒をそのようなところに出している。ほんとうに学校としては一生懸命に発信を行っていたと、これは単なる箇条書きだが、そこから推察できる。それでも、学区内にいる子供たちと保護者は光が丘四中学校を選んでこなかったのだと、ほんとうに残念だと思う。実際は生徒が少なくなって、今、このような状況になっているということが現実なのか、少し残念だなと感じている。

教育施策課長

資料3の特別区における適正配置の取組状況である。

中学校の欄を見ていただくと、例えば、平成28年の足立区は、学校選択制をとっている。練馬区と同じような形で進めている。例えば、2つ下の平成26年度、25年度、墨田区についても、中学校で学校選択制を行っている。そういったところで、ほかの区でも学校選択制を行いつつ、適正配置の統廃合を進めているところである。

進め方等については、ほかの区で行っている事例を参考にしつつ、今後の研究に役立てていきたいと考えている。

外松委員

よろしく願います。

教育指導課長

2点目の外松委員の感想に対しては、まさに教育委員会も学校も同じ思いである。学校は情報発信を積極的に行い、生徒が近隣の小学校に出向き、また、地域の行事にも参加することで、何とか光が丘第四中学校に入学してほしいということで取り組んできた。また、PTAの役員が中心になって、積極的にかかわってくれていた。

しかしながら学校も、まさに外松委員と同じことを言っていたけれども、なぜ選ばれないのだという思いでいる。また、これは我々、教育委員会も同じで、ある程度落ちついた、また、子供たちが伸びやかに学んでいる光が丘第四中学校がなぜ選ばれないのだと、ほんとうに残念な思いでいっぱいである。

長島委員

質問だが、今までの資料を拝見している限り、保護者の方や地域の方から統廃合の希望についての質問がないように思うが、それで間違いはないか。統廃合というか、統合。要は、統合新校の希望は一切出ていないように思うが、それは間違いはないか。

教育施策課長

保護者説明会、地域説明会を開催させていただいた。その中での質問としては、今回の統合新校にかかわるやり方についての意見は何点かいただいている。全く出ていないわけではない。だからといって、必ずしも統廃合にしてほしいという意見ばかりではなかった。地域の方からは、なぜ統廃合にしないのかという説明を求められることはあったが、そういったところでは、区としては回答させていただいた。

長島委員

では、それほど強く希望された方はいなかったということか。

教育施策課長

説明会の中で、どうしても統合新校にしてほしいという強い希望は、それほど多くなかったと感じている。

教育振興部長

やはり光が丘地区全体の課題であるという捉え方をされる方もいた。光が丘第四中学校だけをこの段階で、先ほどの急ぎ過ぎという意見と共通するところがあるが、もう少し全体の視点でこの問題は考えるべきだという立場から、光が丘地区全体で統廃合を考えるべきだという方はいた。

それについては、先ほどから申し上げているように、光が丘四中学校の教育課題が深刻だということを重ねて今回は提案させていただいていると説明している。

長島委員

それは、教育環境がよくなっていくということがわかるので、今後、最初の一步ということで閉校という選択をして、その後、これから多分どんどん減っていくと思うが、それに伴って統廃合も考えていくということによろしいか。

教育施策課長

これからの適正配置の進め方についての質問かと思う。これから適正配置を進めるに当たっては、光が丘の地域性というものがあると思う。ほかの地区にはほかの地域の地域性がある。学校と学校の距離や学校と地域の結びつき、そういったそれぞれの学校と地域とのバランスを考えながら、今後、適正配置を進めていきたいと考えている。

特に光が丘については、4つの中学校が近いところにあり、田柄も含めると、大体5つの中学校が、かなり地域としてはそれほど広くない地域の中に密集している。また、練馬区全体を見ても地域が全く一緒かということ、それは状況等が違うので、それぞれの地域の特性を踏まえながら適正配置を進めていきたいと考えている。

教育長

ほかにいかがか。

陳情に即した形ではいかがか。このところはどのような意味かなど、もしあれば、陳情に即した形でも結構だが、いかがか。陳情に対する意見でも結構だが、もしあれば、お出しいただきたい。

外松委員

陳情の趣旨の1番のところ、選択制があるから現在の光が丘第四中学校の姿があるという書き方のところがある。先ほどの資料にもあったように、選択制は地域の保護者の方からの希望がかなり強くて、10年ぐらい前にそれが実現して、現在に至っている。検証委員会でもかなり検証し、アンケートもとって、かなりの方が現在の選択制に満足し、支持している。それは子供たちも保護者もそうだということがあるので、これはどうなのか。

逆に私は、ここには記載されていないけれども、どちらかといえば、何か風評被害的な部分が非常に強いという、少し人間としての残念な部分、そういう部分が、それぞれ光が丘第四中学校の生徒の努力、先生方の努力、それをほとんど見られることのない現状をこの何年間でつくってきてしまって、このように生徒がどんどん減ってきているということにつながっているのではないかと思っている。

学務課長

陳情趣旨の中にある、選択制によって引き起こされたといった話になるかと思う。まず、選択制の運用状況であるが、平成17年度から制度を行い、約10年たっている。その中で、数字としては、平成18年度と28年度の比較ということで申し上げますと、現在の練馬区の適正配置基本方針の中の適正規模を下回る、過小規模校の数について、その変化であるが、選択制度を10年以上実施しているが、平成18年度の段階での過小規模校は15校であった。これがもちろん、制度自体は2回検証委員会を行い、改善を行っていることもあるが、平成28年度、今年の段階では13校で、練馬区全体の中では小規模校が増えているといったことは、実際のところ起きていない。

外松委員

わかった。

安藏委員

選択制による弊害というか、やはり選択制によって、先ほど、光が丘の中での問題が大きいような話であったけれども、実際のところ、周辺校もかなり影響を受けていて、風評被害も中にはあるのだろうと思う。選択制の人数が多いと、どうしても偏りが非常に大きくなってしまいうところで、前回、制約をかけてきたわけである。しかし、実際、それ以上に光が丘の地域の人口もかなり減っているし、周辺の学校にしても、やはり同じ状況であれば、創立の古い学校と、新設で新しく光が丘にできた学校とでは、施設的な環境はかなり差があるわけで、むしろ新しい学校のほうが教育環境はすごく、校庭もすばらしい環境にできていてという状況の中で、周りの学校もいつかかなりの影響を受けながら来ているというのが現状だと思う。

要は、全体的に子供が減っているの、その辺では、いずれにしても現状維持で行くのは非常に、将来的に見ても難しいのかなという事は感じている。ただ、私が少し心配していたのは、光が丘第四中学校にいる保護者と子供たちである。学校が完全になくなってしまおうという、その思いを考えたときには、閉校というのはどうなのかなというところを捉えていたけれども、そこにそれほどこだわっていないということだと、少しそこも違うのかなと今感じている。

結局、選択制は、基本的には地元の学校に通うということが、やはり区立の学校としては大切なことではないかと思うが、どうしても、そこに当事者となっている子供たちにしても保護者にしても、自由に好きなところに行ければそれはよいに決まっているわけで、特定のしわ寄せがあった少数校が犠牲の上で、成り立っているということも非常に感じている。果たして、全体がそのような意思があるから、それを進めていってよいのかなというところも、少し私も気になっている。この先、また何年間かすれば再検討もあるのだろうとは思いますが、今は、そのような思いでいる。

学務課長

まず、練馬区の小学校と中学校の通学区域の話をさせていただくと、中学校の通学区域の中に小学校の通学区域が全部含まれている形だと、すんなり地元の小学校の子供たちが地元の中学校に進むというように流れていくのが基本かと考えている。

ただ、練馬区の場合には、急激な人口増加の中で小学校、中学校を整備していったという状況があり、実際のところ、小学校と中学校の通学区域については、完全には一致していない状況に現在ある。小学校の通学区域から見た場合には、同じ小学校の子供たちが2つの区立中学校に分かれていく状況がある。その中で、なれ親しんだ友達と一緒にいきたいという希望が実際にあり、選択制を切望される方が多いと捉えている。

そして、平成25年度に設置した選択制度の検証委員会で、さらに詳しい調査を行っていて、選択制度でどういった学校を選んでいるかということについても調べている。この中で、選択制度で選んでいる学校は、自分の通学区域の指定校に隣接する中学校を選んでいるケースが実際には多い。その結果、自分の指定校に行った子供と、それから、隣接する中学校を選んだケースとを合計すると、98%を超えている。選択制度で、決して地元の学校に行っていないわけではなくて、やはり地域の近い中学校に行っているというのが現在の実際の姿と捉えている。

もちろん、選択制度については、この制度によって学校間の格差が広がるということはあるので、必要な時期にまた検証委員会を立ち上げ、改善を行っていき、適切に運営をしていきたいと考えている。

教育長

ほかにいかがか。

長島委員

選択制については、選択制を用いなかった場合に、学区域の子供たちがそのまま中学校に進んだ場合も、十分に廃校の危機を迎える学校はたくさんあると思うけれども、そ

の辺についてデータを出すことは難しいか。

教育施策課長

例えば、本日用意させていただいた資料の別紙1、5ページをごらんいただきたい。練馬区全体ではないが、光が丘第四中学校の周辺の学校ということで記載させていただいている。

例えば、平成28年度だと、光が丘第一中学校については、通学区域内には38名の子供がいる。学校選択制で67名の方が入学して、実際には、光が丘第一中学校については80人入学者がいる。光が丘第二中学校についても62名の実際の学齢者に対して、100名の方が入学している状況があり、全体として、選択制によって増えている学校はこういったところで、データは押さえている。

教育長

よろしいか。

長島委員

この数字だけだと廃校まで行かないと思うけれども、ほかの学校についても、もっと厳しい学校はあるのではないかと思う。ただ、そのデータを詰めたからどうというわけではないが、選択制を行ったから廃校する学校が出たということではなくて、選択制を行わなくても、その結果、廃校しなくてはいけない学校が出てくるという事実があれば、選択制によるこういった陳情の内容が選択制によるものだということではなくて、はっきりと、実際に選択制がなかった場合も、ほかの地域で廃校する学校が出てくるということを、もしデータとして出せれば納得していただけるのではないかと思う。

教育施策課長

練馬区内の子供全体の推移ということもあり、練馬区全体では、ピーク時でいくと、昭和50年と比べて、今、子供たちの数が大体6割になっている。一方で、子供の数に対して学校の数は、ピーク時とあまり変わっていない。実際、変わったことを言うと、光が丘の小学校8つを4つにして、4校減っている状況であり、それ以外は変わっていない。そのような練馬区全体のところを捉えれば、子供の数が減っている中で学校の数は変わっていない状況もあるので、全体の見直しとしては、今後、必要になってくるというところである。

学務課長

選択制がない場合という話であった。直接関連するものではないが、選択制度は平成17年度から始まっている。その前年度までの状況になるが、選択制度がない場合でも、指定校変更制度というものが、もともとある。こちらは、希望を受けた上で、基準に当てはめて指定校変更を認める制度である。

直前の平成16年度の状況であるが、こちらでは選択制の前でも、練馬区全体で700名以上の方がこの指定校変更制度を利用していた。その数と、先ほど資料5で説明し

たように、現在の選択制度でも800名から900名ということで、やはり希望は強いことと、それを望む声が大変大きいこと、その数もあまり変わっていないという状況が実際にあり、選択制度がなかったとしても、指定校に行かない子供がいる地域で数が減少するといったことが起きると捉えている。

教育長

ほか、いかがか。

坂口委員

今の、中学校に入ろうという保護者たちが、保護者というか生徒もそうだが、やはり、魅力がある学校、あるいは部活や、あるいは進学率がよいなど、何かそのような一つの環境を求めて選んでいる。今、指定校という形で、選択制がないときにも、ほんとうに地域の学校を見ていても、非常に入学者の数が変動していたことをよく覚えている。すぐ隣接の学校の方、小学校からそのまま、すぐ中学に行くのではなくて、やはり何々部があるのと選んでいたたり、それから、友人関係で選んでいたりする。だから、ほんとうに学校は、施設があり、よい教師がそろっているというのではなくても、子供たちや保護者たちの選択はわりあい、それは風評被害という言い方でよいのかどうか、とにかく現実的だということ非常に私も、自分たちの子供たちの学校生活を見ていて思った。

以前、なかったときは、50年代だから、学校がどんどん増えているときで、それで、この学校ができたという、もう当然のように、皆さん、違う制服でも新しい学校にそのまま移行したりして、できていたわけだが、ほんとうに崩れてきたと思う。中学生の時代は、どんどん自立できるから、自立を目指すときだから、大きな要素があり、建物や行きやすいということではなくて、内容についての厳しい選択の気持ちがあるわけで、それをずっと置いておいて、今の光が丘第四中学校の形ができてきたのかなと思う。

そのまま任せておくというか、今の小学校6年生の選択に対しては、ほんとうに揺れ動く決断のときになるわけで、学校はあるということと、それから、新しい選択をしようという決断することの大切なときではないかと、私は非常にそのことを、たくさんの検証があったが、強く思う。当事者である子供と家族は、そこで話し合って決めていく。それで、学校が選べる時代になってきているということ、前のように道路を隔てて、あなたはこの学校であるということを行わなくても行けるという。ここにはなかったが、前にたくさんの反対の言葉を全部読ませていただいたが、子供の人権はどうか、いろいろ大事なことだとか、教育のことをいっていた。やはりそこは自分で選ぶ、自分で責任を持ってその学校でという、実際にそここのときに来ているのではないかと私は思っている。意見である。

外松委員

情緒障害等通級指導学級のことについてである。この結論がどうなるかということは、まだはっきりとしないが、やはり、もしこの提案のとおりになっていったときに、現在37名の方が光が丘第四中学校のよつば学級に在籍しているが、在籍校を見ると10校に及んでいる。だから、その方たちが今後、もし廃校になった場合は、どこかほかの中

学校に移っていくわけだが、それに対しては、丁寧に対応していただきたい。

そしてまた、住まいによっては、区内のほかの3つの学校には少し通うことは厳しいかなという方も、もしかしたらいるかもしれない。そうすると、今後、校内に通級というものができてくるわけだが、自分の校内にいて、指導を受けるようになると思うから、その際の丁寧な指導というか、人権の確保も今後は視野に入れて取り組んでいただけたらと思う。

学務課長

まず、現在、よつば学級に30名以上の子供が通級で通っている状況もあり、この内訳だが、数ではないけれども、1年生から3年生までの子供がいる。今3年生であれば、来春には中学校を卒業するので、現在、区が平成30年度末まで存続させると考えているので、今、通っている子供たちについては、転学等の必要がなく、最後の3年生の末までここで指導を受けることができる。

そして、この後、現在、通学相談を行っており、来年以降に入ってくる子供たちがいる。指導が必要な子供たち。この子供たちと保護者については、光が丘第四中学校は30年度末の閉校を予定しているということをしかりと説明していこうと考えている。

そして、情緒障害等の通級指導学級の特徴であるが、必ずしも同じ子供が特別な指導を3年間受け続けるという仕組みではない。その子供の課題に応じて、特別な指導が必要なくなった場合には通級をやめて、在籍校で勉強をするという形になり、個別に違いがあるものなので、それぞれの保護者と丁寧に相談しながら進めていきたいと考えている。

外松委員

わかった。安心した。

教育長

大体、今日のやりとりは以上であろうか。

それでは、今日は委員の皆様からの要求に基づいた資料を出させていただいた。主にそれに基づいて、いろいろな審議をしていただいたと思っている。

本日のところは、陳情の扱いについては、「継続」ということでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

この次にこの陳情の審査を行うときは、もう少し陳情に即した形で、この陳情についての判断、意見を中心にやりとりをさせていただきたい。一定の判断も含めて、委員の皆さんの意見の内容によっては、そのような形もとらせていただきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、この陳情については、本日は「継続」とさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審査〕

教育長

次の陳情案件である。

継続審議中の陳情のうち、他の10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情については、本日は「継続」とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

協議(1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(1)平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、前回の定例会において点検・評価表を一度お示しして、これに対して各委員からさまざまな意見や要望をいただいた。本日はいただいた意見や要望を踏まえて新たな資料が提出されている。また、点検・評価表の本文にも情報が加えられて

いるので、説明をお願いします。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

前回、各委員からさまざまな意見や質問があり、今回、追加の資料を出させていた、あるいは本文に追記したというものもあった。特に点検・評価についてはもう既に取りかかっている委員もいらっしゃると思うが、今日の資料等で何か質問、意見はあるか。

目標というものをつけさせていただいた。これに照らして実際にどうなのかということで、少しは点検・評価をしていただく際の役に立てばと思っている。

よろしいか。

外松委員

1ページ目の重点施策で、「1 - 1 学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実」であるが、学力の項目をどこだと認識すればよいのか。その辺を教えていただきたい。

教育指導課長

「学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実」ということで、具体的に体力のように数値でお示しできるものは、今ここでお示ししたとおりである。豊かな心についてであるが、なかなか該当するというか、数値でお示しできないところもあるし、また学力については、全国学力調査の概要について、当委員会でも報告したとおりである。

であるから、そのままピンポイントで対応するところはなかなか難しいが、項目として、「学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実」ということなので、そのあたりをご理解いただければと思う。

外松委員

わかった。全体的に捉えればよいということか。

教育指導課長

はい。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、各委員におかれては、今回と前回の説明を受け、引き続き点検・評価表の作成を進めていただきたい。お忙しいところ恐縮であるが、期日までに点検・評価表を事務局へご提出いただくようお願いする。提出期限は11月25日であるので、よろしくお願いしたい。

(1) 教育長報告

平成28年度第四回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

教育長

それでは次に、教育長報告である。本日は2件報告をする。
1点目、お願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

この議案について区長へ提出を依頼したいと思っている。
内容については、また別途、報告するのか。

子育て支援課長

はい。

教育長

内容については、別途、報告させていただくので、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の報告をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いつもの後援名義等使用承認であるが、何かあるか。よろしいか。
以上で用意した案件は終わったが、そのほかに事務局から何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様から何かあるか。よろしいか。
それでは、以上で第22回教育委員会定例会を終了する。